公布された規則のあらまし

狩猟税証紙徴収規則 の 一部を改正する規 則 (規則第三号)

- 1 指定する売りさばき人において売りさばくこととした。 佐賀県税事務所における狩猟税に係る証紙の売りさばきを廃止し、 (第九条関係 知事が
- 2 を定めることとした。 売りさばき人の指定、 (第九条~第一二条関係) 指定事項の変更、 指定の取消し等に関し必要な事項
- 3 げることとした。 売りさばき人は、 (第一三条関係) 証紙売りさばき所に狩猟税証紙売りさばき所の標識を掲
- 4 売りさばき手数料は、 証紙買受額の一万分の一五七・五とすることとした。

(第一四条関係)

- 5 条関係 証紙買受額から手数料を差し引いた額の納入を要することとした。 売りさばき人が証紙を買い 受けようとするときは、 売渡請求書を提出 (第一五
- 6 等一定の要件に該当する場合に限り行うこととした。 証紙 の返還又は交換は、 証紙 の種類及 び形式を変更し、 (第一六条関係 又は廃止 したとき
- 7 き状況報告書を佐賀県税事務所長に提出することとした。 売りさばき人は、 毎月の売りさばきの状況につ いて、 狩猟税証紙売り (第一七条関係) さば
- 8 その他所要の改正を行うこととした。
- 9 この規則は、 平成二四年四月一日から施行することとした。